

議案第 80 号

守谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

守谷市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年守谷町条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
80 号	1

守谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

守谷市職員の育児休業等に関する条例（平成４年守谷町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第５条第２項」の次に「（育児休業法第１２条及び第１９条第６項において準用する場合を含む。）」を、「第１４条」の次に「（育児休業法第１７条において準用する場合を含む。）」を加え、「第１９条第１項及び第２項」を「第１９条第１項から第３項まで及び第５項」に改める。

第２条の３第２号中「守谷市臨時職員及び一般職の非常勤職員の任用等に関する規則（平成１６年守谷市規則第１号）第１２条第６項第１号又は第２号の」を「守谷市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年守谷市規則第４１号）別表第１の１１の項及び１２の項の事由による」に改める。

第１６条の表中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）」を「育児休業法」に改める。

第１９条第１号中「育児短時間勤務又は」を削り、同条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「を除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第２０条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第７条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に、「守谷市臨時職員及び一般職の非常勤職員の任用等に関する規則第１２条第６項第３号の」を「守谷市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第２の１の項の事由による」に改める。

第２０条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２０条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

- （１）１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合にあって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務

議案	頁数
８０号	２

時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病による入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしななければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改め、同条第2項中「守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年守谷市条例第20号)第13条」を「守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年守谷市条例第20号)第14条」に、「第12条」を「第13条」に改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業に関する法律(平成30年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の守谷市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の

議案	頁数
80号	3

規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案	頁数
80号	4

提案理由（議案第 8 0 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業の取得パターンの多様化などに対応するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
8 0 号	5

守谷市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（<u>育児休業法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。</u>）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（<u>育児休業法第17条において準用する場合を含む。</u>）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （育児休業法第2条第1項の条例で定める日） 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) (略) (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項____、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条____、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項____の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （育児休業法第2条第1項の条例で定める日） 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) (略) (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この

80号	議案
6	页数

条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が守谷市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年守谷市規則第41号)別表第1の11の項及び12の項の事由による特別休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) (略)

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第16条 育児短時間勤務職員の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が守谷市臨時職員及び一般職の非常勤職員の任用等に関する規則(平成16年守谷市規則第1号)第12条第6項第1号又は第2号の特別休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) (略)

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第16条 育児短時間勤務職員の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

とする。

【別記1 参照】

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) _____育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 勤務日の日数_____を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____

_____を除く。次条において同じ。）

(第1号部分休業の承認)

第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は

_____, 30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定による特別休暇（職員が生後満1年に達しない子を育てる場合のものに限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定に

とする。

【別記1 参照】

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く_____。

)

(部分休業_____の承認)

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりに
おいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定による特別休暇（職員が生後満1年に達しない子を育てる場合のものに限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定

による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が守谷市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第2の1の項の事由による特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時

による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が守谷市臨時職員及び一般職の非常勤職員の任用等に関する規則第12条第6項第3号の特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（新設）

間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定め

(新設)

(新設)

(新設)

る特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病による入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第21条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第13条の規定に基づき」とあるのは「守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年守谷市条例第20号）第14条の規定にかかわらず」と、「給与条例第17条」とあるのは「守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第13条」とする。

（部分休業の承認の取消事由）

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第21条 職員が部分休業
_____の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第13条の規定に基づき」とあるのは「守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年守谷市条例第20号）第13条の規定にかかわらず」と、「給与条例第17条」とあるのは「守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第12条」とする。

（部分休業の承認の取消事由）

第22条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

が第3項変更をしたときとする。

議案	頁数
80号	12

【別記 1】

改 正

第 6 条第 2 項、 第 3 項及び第 5 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、守 谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年守谷町条例第 1 号）第 2 条 第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時 間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 1 2 条の 3 第 2 項第 2 号	定年前再任用短時 間勤務職員	育児休業法第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第 1 7 条の規定による短 時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」とい う。）
第 1 4 条第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務 時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の 勤務時間との合計が 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規 定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 1 0 0（その勤務が午後 1 0 時か ら翌日の午前 5 時までの間である場合には、1 0 0 分の 1 2 5）を乗じて得た額 とする

第 2 0 条第 4 項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第 2 0 条第 5 項 及び第 2 1 条第 3 項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第 2 0 条第 6 項	市規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して市規則

現 行

第 6 条第 2 項、 第 3 項及び第 5 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年守谷町条例第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 1 2 条の 3 第 2 項第 2 号	定年前再任用短時 間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第 1 7 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
第 1 4 条第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の

		勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする
第20条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第20条第5項 及び第21条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第20条第6項	市規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して市規則